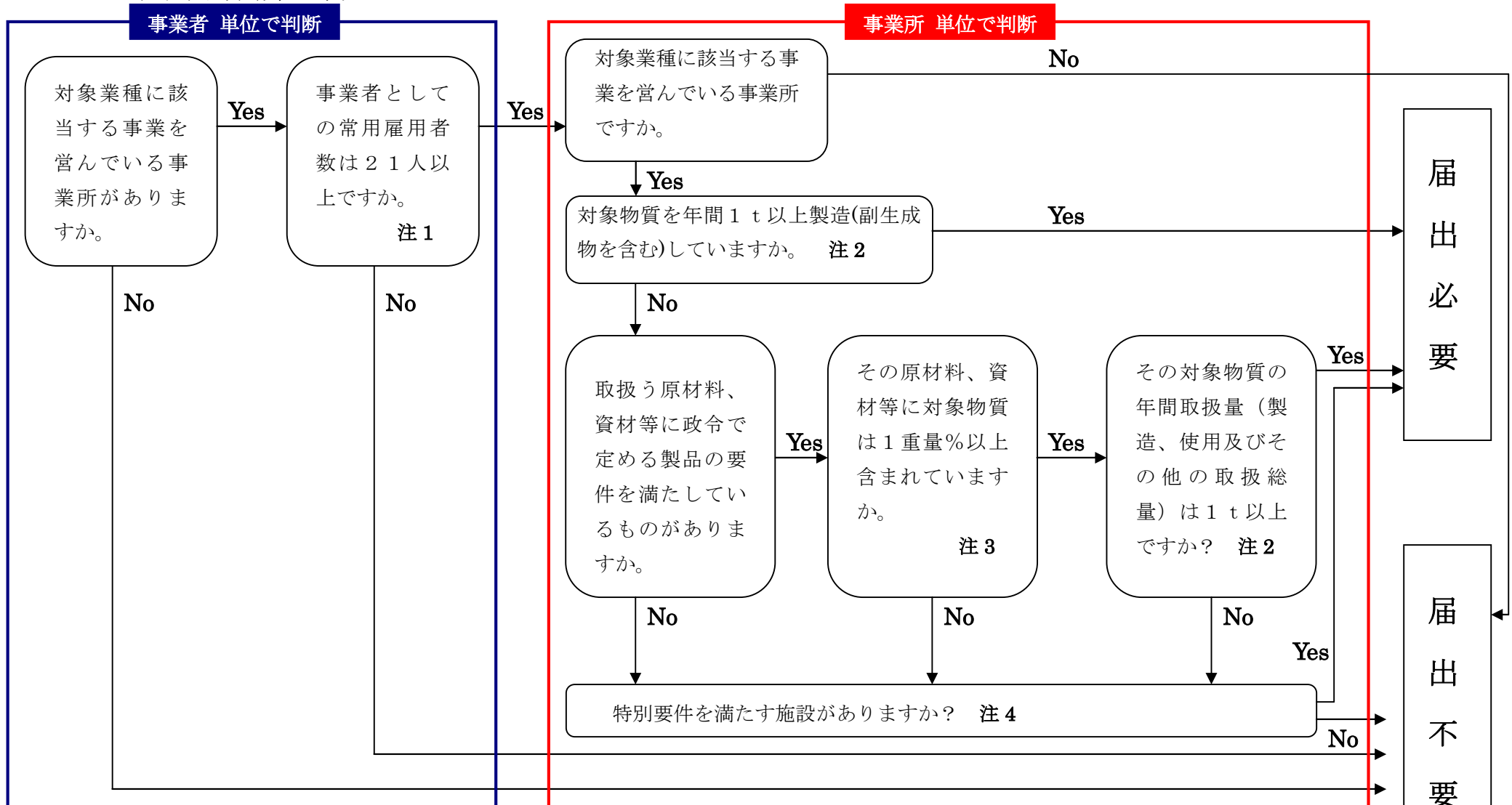


# P R T R 届出事業所の判定



注1 事業所ごとの人数ではなく、事業者全体の従業員の人数です。

注2 政令で定める特定第一種指定化学物質は0.5t/年

注3 政令で定める特定第一種指定化学物質は0.1重量%

注4 特別要件施設とは、鉱山保安法関連施設、下水道終末処理施設、一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設、ダイオキシン類対策特別措置法関連施設です。

対象化学物質一覧は右記ホームページを参照してください。 <http://www.prtr.nite.go.jp/prtr/prmate.html>